

佐賀県訓令甲第八号

本 庁

現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成十七年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月十九日

佐賀県知事 古 川 康

第二条の表の健康福祉本部の項の次に次のように加える。

農林水産商工本部	中華人民共和国 香港特別行政区	現地における海外施策の総合調整 及び推進に関すること。
----------	--------------------	--------------------------------

附 則

この訓令は、平成二十三年八月二十二日から施行する。